

佐賀県私立高等学校等就学支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内の私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、私立高等学校等の生徒がその授業料に充てるための高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)を県内の私立高等学校等の設置者に対し交付するものとし、その交付については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)、その他法令及び関係通知のほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「私立高等学校等」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号。以下「施行令」という。)第4条第1項第1号に規定する高等学校等をいう。

(交付の対象)

第3条 この要綱に定める就学支援金の交付対象は、法第7条の規定又は知事が定めるところにより、受給権者(法第4条の規定により就学支援金の受給資格の認定を受けた生徒又は学生若しくは知事が特に認める者をいう。以下同じ。)に代わって就学支援金を受領する私立高等学校等の設置者とする。

2 前項の交付対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の交付対象者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している私立高等学校等の設置者であってはならない。

(就学支援金の額)

第4条 就学支援金の額は、法第5条第1項及び第2項、施行令第3条、第4条第1項及び第2項並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号)第5条第1項及び第2項の規定による額並びに知事が別に定める額とする。

(交付の申請)

- 第 5 条 この就学支援金の交付を受けようとする私立高等学校等の設置者は、交付申請書 (様式第 1 号) により知事に交付の申請をしなければならない。
- 2 前項の交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は 1 部とする。
 - 3 第 1 項の交付申請の内容に変更が生じた場合は、変更交付申請書 (様式第 3 号) により変更交付申請をしなければならない。

(交付の決定等)

- 第 6 条 知事は前条の第 1 項の規定により交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、就学支援金を交付することが適当であると認めるときは、就学支援金の額を決定し、当該交付の申請を行った私立高等学校等の設置者に対して、交付決定通知書 (様式第 2 号) により通知する。
- 2 前条第 3 項により、変更交付申請があったときは、前項同様に就学支援金を変更交付することが適当であると認めるときは、就学支援金の変更の額を決定し、当該変更の交付申請を行った私立高等学校等の設置者に対して、変更交付決定通知書 (様式 4 号) により通知する。
 - 3 知事は前項の交付決定後、提出書類に虚偽の記載があったときは、前項の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

(就学支援金の交付の条件)

- 第 7 条 規則第 5 条の規定により就学支援金の交付に付する条件は次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 受領した就学支援金をその有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるとともに、就学支援金の収入及び支出を記載した帳簿を備え経理の状況を常に明確にし、就学支援金の授受に関するすべての関係書類とともに就学支援金を受領した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。
 - (2) 事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。
 - (3) その設置する高等学校等の授業料の額を変更したときは、授業料の額を証明する書類 (学則その他) の写しを速やかに知事に提出しなければならない。

(就学支援金の支払)

- 第 8 条 就学支援金は、各年度 3 ヶ月毎に概算払により交付するものとする。
- 2 前項の規定による就学支援金の交付を受けようとする私立高等学校等の設置者は、様式第 5 号による請求書を知事に提出しなければならない。
 - 3 第 1 項の時期によりがたい特別の事情がある場合は、他の時期に請求することができるものとする。

(実績報告書)

- 第 9 条 就学支援金の交付の決定を受けた私立高等学校等の設置者は、実績報告書 (様式

第6号)により知事に実績の報告をしなければならない。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、就学支援金の交付を受けた翌年度の4月3日までとし、その提出部数は1部とする。

(就学支援金の額の確定)

第10条 知事は前条の規定により提出された実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、就学支援金の交付決定の内容及びこれに付した内容に適合していると認めるときは、交付すべき就学支援金の額を確定し、前条の私立高等学校等の設置者に対して、確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(就学支援金の返還)

第11条 知事は、前条の規定による就学支援金の額の確定をした場合において、すでにその額をこえる就学支援金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

- 2 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。
- 3 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第6条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 私立高等学校等の設置者が、法令、本要綱、交付決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 私立高等学校等の設置者が就学支援金を他の用途に使用した場合

(3) 私立高等学校等の設置者が就学支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行爲を行った場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、就学支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合

(5) 私立高等学校等の設置者が第3条第2項の規定に該当することが判明した場合

- 2 知事は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付した就学支援金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

- 3 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による交付金の返還を命ずる場合には、私立高等学校等の設置者に対し、当該命令に係る就学支援金の受領の日から、当該命令により返還すべき就学支援金の納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項の規定に基づく就学支援金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

- 5 前項の規定は、交付すべき就学支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 6 知事は、就学支援金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその旨を私立高等学校等の設置者に通知するものとする。

(私立高等学校等の設置者の責務)

第13条 私立高等学校等の設置者は、法の趣旨を踏まえ、就学支援金の交付に関する事務を適正に行うとともに、それにより知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の

取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 14 日一部改正）

この要綱は、平成 22 年度分の就学支援金から適用する。

附 則（平成 22 年 6 月 29 日一部改正）

この要綱は、平成 22 年度分の就学支援金から適用する。

附 則（平成 23 年 2 月 28 日一部改正）

この要綱は、平成 22 年度分の就学支援金から適用する。

附 則（平成 25 年 1 月 7 日一部改正）

この要綱は、平成 24 年度分の就学支援金から適用する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日一部改正）

- 1 この要綱は、平成 26 年度分の就学支援金から適用する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日以前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 90 号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 2 条第 1 項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る佐賀県私立高等学校等就学支援金の交付については、様式を除き、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日一部改正）

- 1 この要綱は、平成 29 年度分の就学支援金から適用する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日以前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 90 号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 2 条第 1 項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る佐賀県私立高等学校等就学支援金の交付については、様式を除き、なお従前の例による。

佐賀県私立高等学校等就学支援金に関する取扱要領

第1条 この要領は、佐賀県私立高等学校等就学支援金交付要綱（平成22年4月1日施行。以下「要綱」という。）の運用について定めるものとする。

第2条 要綱第3条第1項に規定する「知事が特に認める者」とは、県内私立高等学校等に在学する生徒又は学生であって、次の各号に掲げる者のうち、次項に規定する受給資格の認定を受けた者（以下この要領において「受給権者」という。）とする。

（1）次の から の全てに該当する者（本号の適用による就学支援金の支給を通算して24月以上受けていない者に限る。）

日本国内に住所を有する者

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者

法第3条第2項第2号に該当する者

平成26年4月以降に高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）

高等学校等を退学したことがある者

保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（**法第3条第2項第3号に該当しない者**）

（2）前号に掲げる者のほか、法第3条第2項第2号に該当することにより法の規定による高等学校等就学支援金の支給対象とならない者のうち、修学の意欲があると認められる者

（3）高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了した者のうち、特別の事情により私立高等学校等に入学したと認められる者

2 前項各号に該当する者の受給資格の認定及び届出については、法第4条及び第17条の規定を適用する。

3 受給権者に対する就学支援金の支給については、法第6条の規定を適用する。

4 受給権者が在学する高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

第3条 前条第1項各号に該当することとなる者（前の年度から引き続き該当する受給権者を含む。）が在学する高等学校等の長は、各年度の4月末までに（当該者の転入学により該当することとなる場合は、当該転入学後すみやかに）学校長意見書（別紙様式）を、法務私学課長へ提出するものとする。

2 前項の規定により意見書が提出された場合、法務私学課長は当該者への就学支援金の支給の可否を決定し、学校長へ通知するものとする。

第4条 要綱第4条に規定する「知事が別に定める額」とは、前条第1項各号に掲げる者について、法第3条第2項第1号及び第2号の適用がないとしたならば、法第5条第1項及び第2項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第3条（第5号を除く。）、第4条第1項及び第2項並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第5条第1項及び第2項の規定により算定される額とする。

附 則

この要領は、平成22年6月29日から施行し、平成22年度の就学支援金から適用する。

附 則（平成25年1月7日一部改正）

この要領は、平成24年度の就学支援金から適用する。

附 則（平成26年3月31日一部改正）

1 この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の就学支援金から適用する。

2 平成26年3月31日以前から引き続き高等学校等に在学する者に係る取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日一部改正）

この要領は、平成27年度の就学支援金から適用する。

附 則（平成28年3月31日一部改正）

この要領は、平成28年度の就学支援金から適用する。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律

(平成二十二年三月三十一日)

(法律第十八号)

第七十四回通常国会

鳩山(由紀夫)内閣

改正 平成二五年一月四日法律第九〇号

同二六年六月一三日同第六九号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律
をここに公布する。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律

(平二五法九〇・改称)

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 高等学校等就学支援金の支給(第三条 第十五条)

第三章 雑則(第十六条 第二十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(平二五法九〇・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 高等学校(専攻科及び別科を除く。以下同じ。)
- 二 中等教育学校の後期課程(専攻科及び別科を除く。次条第三項及び第五条第三項において同じ。)
- 三 特別支援学校の高等部
- 四 高等専門学校(第一学年から第三学年までに限る。)

五 専修学校及び各種学校(これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの(第四条及び第六条第一項において「特定教育施設」という。)を含む。)

(平二五法九〇・一部改正)

第二章 高等学校等就学支援金の支給

(平二五法九〇・旧第三章繰上)

(受給資格)

第三条 高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等(その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程)における就学について支給する。

2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- 一 高等学校等(修業年限が三年未満のものを除く。)を卒業し又は修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか、高等学校等に在学した期間が通算して三十六月を超える者
- 三 前二号に掲げる者のほか、前項に規定する者の**保護者**(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。)その他の同項に規定する者の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者(以下「保護者等」という。)の**収入の状況**に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者

3 前項第二号の期間は、その初日において高等学校等に在学していた月を一月(その初日において高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあっては、一月を超えない範囲内で政令で定める月数)として計算する。

(平二五法九〇・旧第四条繰上・一部改正)

(受給資格の認定)

第四条 前条第一項に規定する者(同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。)は、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する高等学校等(その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程)の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事(当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。))にあっては、都道府県教育委員会)に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

(平二五法九〇・旧第五条繰上・一部改正)

(就学支援金の額)

第五条 就学支援金は、前条の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)がその初日において当該認定に係る高等学校等(以下「支給対象高等学校等」という。)に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額(授業料の額が年額その他月額以外の方法により定められている場合にあっては、授業料の月額に相当するものとして文部科学省令で定めるところにより算定した額をいい、受給権者が授業料の減免を受けた場合にあっては、文部科学省令で定めるところにより当該授業料の月額から当該減免に係る額を控除した額をいう。)に相当する額(その額が支給対象高等学校等の設置者、種類及び課程の区分に応じて政令で定める額(以下この項において「支給限度額」という。)を超える場合にあっては、支給限度額)とする。

2 支給対象高等学校等が政令で定める高等学校等である受給権者であって、その保護者等の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものとして政令で定めるものに対して支給される就学支援金に係る前項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に政令で定める額を加えた額」とする。

3 第一項の支給限度額は、地方公共団体の設置する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の授業料の月額その他の事情を勘案して定めるものとする。

(平二五法九〇・旧第六条線上・一部改正)

(就学支援金の支給)

第六条 都道府県知事(支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。)にあっては、都道府県教育委員会。以下同じ。)は、受給権者に対し、就学支援金を支給する。

- 2 就学支援金の支給は、受給権者が第四条の認定の申請をした日(当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達した日(次項において「申請日」という。)をいう。)の属する月(受給権者がその月の初日において当該支給対象高等学校等に在学していないとき、受給権者がその月について当該支給対象高等学校等以外の高等学校等を支給対象高等学校等とする就学支援金の支給を受けるときその他政令で定めるときは、その翌月)から始め、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
- 3 受給権者がやむを得ない理由により第四条の認定の申請をすることができなかつた場合において、やむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその申請をしたとき(当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達したときをいう。)は、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。
- 4 前三項に定めるもののほか、就学支援金の支払の時期その他就学支援金の支給に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(平二五法九〇・旧第七条線上・一部改正)

(代理受領等)

第七条 支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(平二五法九〇・旧第八条線上)

(就学支援金の支給の停止等)

第八条 就学支援金は、受給権者が支給対象高等学校等を休学した場合その他の政令で定める場合において、受給権者が、文部科学省令で定めるところにより、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に申し出たときは、政令で定めるところにより、その支給を停止する。

2 前項の規定により当該月に係る就学支援金の支給が停止された月は、第三条第三項の規定による同条第二項第二号の期間の計算については、その初日において高等学校等に在学していた月には該当しないものとみなす。

(平二五法九〇・旧第九条繰上・一部改正)

(支払の一時差止め)

第九条 受給権者が、正当な理由がなく第十七条の規定による届出をしないときは、就学支援金の支払を一時差し止めることができる。

(平二五法九〇・追加)

(支払の調整)

第十条 就学支援金を支給すべきでないにもかかわらず、就学支援金の支給としての支払が行われたときは、その支払は、その後に支払うべき就学支援金の内払とみなすことができる。就学支援金として支給すべき額を超える額の就学支援金の支給としての支払が行われた場合における当該超過額の支払についても、同様とする。

(不正利得の徴収)

第十一条 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた就学支援金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十二条 就学支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第十三条 租税その他の公課は、就学支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(国等の設置する高等学校等に係る就学支援金に関する特例)

第十四条 国の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第四条、第六条第一項から第三項まで、第七条、第八条第一項及び第十一条第一項の規定の適用については、第四条中「設置者を」とあるのは「長を」と、「当該高等学校等の所在地の都道府県知事(当該高等学校等が地方公共団体の設置するものであ

る場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会）」とあるのは「文部科学大臣」と、第六条第一項中「都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第二項及び第三項中「設置者に」とあるのは「長に」と、第七条中「支給対象高等学校等の設置者」とあるのは「文部科学大臣」と、「代わって就学支援金を受領し、その有する」とあるのは「支給すべき就学支援金を国の有する」と、「充てるものとする」とあるのは「充てるものとする。この場合においては、当該受給権者に対し、就学支援金の支給があったものとみなす」と、第八条第一項中「設置者を」とあるのは「長を」と、「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十一条第一項中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」とする。

2 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第四条、第六条第一項、第八条第一項及び第十一条第一項の規定の適用については、第四条中「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会）」とあり、第六条第一項中「都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあり、並びに第八条第一項及び第十一条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「文部科学大臣」とする。

3 都道府県の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第四条、第七条及び第八条第一項の規定の適用については、第四条中「設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会」とあるのは「設置者である都道府県の知事（当該高等学校等が特定教育施設でない場合にあっては、教育委員会」と、第七条中「支給対象高

等学校等の設置者」とあるのは「都道府県知事」と、「代わって就学支援金を受領し、その有する」とあるのは「支給すべき就学支援金を当該都道府県の」と、「充てるものとする」とあるのは「充てるものとする。この場合においては、当該受給権者に対し、就学支援金の支給があったものとみなす」と、同項中「支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」とする。

(平二五法九〇・一部改正)

(交付金)

第十五条 国は、就学支援金の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に交付する。

2 国は、毎年度、予算の範囲内で、就学支援金に関する事務の執行に要する費用に相当する金額を都道府県に交付する。

第三章 雑則

(平二五法九〇・旧第四章繰上)

第十六条 削除

(平二六法六九)

(届出)

第十七条 受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、都道府県知事(第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあつては、文部科学大臣。次条第一項において同じ。)に対し、保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならない。

(平二五法九〇・追加)

(報告等)

第十八条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、受給権者、その保護者等若しくは支給対象高等学校等の設置者(国及び都道府県を除く。)若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならな

い。

(平二五法九〇・旧第十七条繰下・一部改正)

(事務の区分)

第十九条 第四条(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、
第六条第一項、第八条第一項(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合
を含む。)、第十一条第一項、第十七条及び前条第一項の規定により都道府県が処理
することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第
九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平二五法九〇・旧第十八条繰下・一部改正)

(文部科学省令への委任)

第二十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、文部科
学省令で定める。

(平二五法九〇・旧第十九条繰下)

(罰則)

第二十一条 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた者は、三年以下の
懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に
正条があるときは、同法による。

2 第十八条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提
示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同
項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、
三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又
は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人
又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。

(平二五法九〇・旧第二十条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附 則 （平成二五年一二月四日法律第九〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十六年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の前日から引き続き高等学校等（この法律による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（次項において「旧法」という。）第二条第一項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係るこの法律の施行の日以後の公立高等学校（同条第二項に規定する公立高等学校をいう。）に係る授業料の徴収及び高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第三条第二項の交付金の交付については、なお従前の例による。

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六九号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（施行の日 = 平成二八年四月一日）

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、

決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。